

広島県告示第六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
花屋地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	地番	標柱番号
福山市	新市町	金丸	一六〇二番九地先河川敷	標柱一号
			四三五六番二	標柱二号
			四三五一番一	標柱三号及び四号
			一五九五番一	標柱五号
			一六〇二番一五	標柱六号